令和８年度

志木市市営墓地の利用者の募集

申込みのしおり



申込期間

令和８年

１０月１９日（月）～１１月１３日（金）

お問い合わせ先

志木市市民生活部環境推進課
受付時間 平日8時45分～16時30分
志木市役所　〒353-0002 志木市中宗岡1－1－1
TEL:048-473-1492

●はじめに

「一般墓所」の空き区画について、追加募集を行います。申込みに際しては、この「しおり」をよくご覧になってからお申込みください。

●申込期間

令和８年１０月１９日（月）～令和８年１１月１３日（金）
（郵送の場合は当日消印有効）

●申込方法

環境推進課のほか、柳瀬川駅前出張所および市民サービスステーション（以下「出張所等」という）の窓口に備え付けの「志木市市営墓地墓所等使用申込書」に必要事項を記入してお申込みください。

提出方法は、志木市役所環境推進課へ郵送または窓口で受け付けます。また、申込期間内は、出張所等の窓口でも申請書を預かります。なお、郵送の場合、受付印を押した受領書を後日返送します。

● 注意事項

抽選結果等の通知は、郵送のみとなります。メール等での通知は行いませんので不審なメール及び通知等にはご注意ください。また電話、メール等による抽選結果の照会は行いませんのでご了承ください。抽選結果については環境推進課の窓口または、市のホームページに掲載しますのでご確認ください。**なお、詐欺や便乗商法には充分ご注意ください。**



目次

募集スケジュール……1
墓所（一般墓地）の概要……2
墓所（一般墓地）申込方法……3
公開抽選会及び補欠者について……4
当選された方へ……5
資格審査に合格された方へ……5
使用許可証の交付を受けた方へ……6
志木市市営墓地案内図……7

募集スケジュール

申込受付期間　　１０月１９日(月)から

受付番号通知　　１１月１３日(金)まで

「志木市市営墓地墓所等使用申込書」に必要事項を記入してお申込みください。

受付時に申込書を確認後、受付番号が記載された「志木市市営墓地墓所等使用申込書（控え）」を窓口で発行します。

無抽選の場合

抽選の場合

応募結果通知

（無抽選区分）

１１月１６日（月）から

１１月２７日（金）まで

公開抽選会

１１月２８日（土）

申込者数が募集数を超えた場合、抽選会を行います。（抽選会への出席が抽選結果に影響することはありません。）

資 格 審 査

１２月１日（火）から

１２月２５日（金）まで

資格審査を行いますので、資格審査に必要な書類の提出をお願いします。確認後、使用料と管理料の納付書を送付します。

抽選結果通知

（抽選区分）

１２月１日（火）から

１２月２５日（金）まで

抽選対象者へ抽選結果（「当選」「補欠」「落選」）を記載した「志木市市営墓地墓所等使用予定者結果通知書」及び当選者に対して、資格審査のご案内等を送付します。

使用料の納入

２月５日（金）まで

資格審査後、納入通知書を送付しますので、指定期日までに納付してください。

納付確認後「志木市市営墓地墓所等使用許可証」を発行します。

供 用 開 始

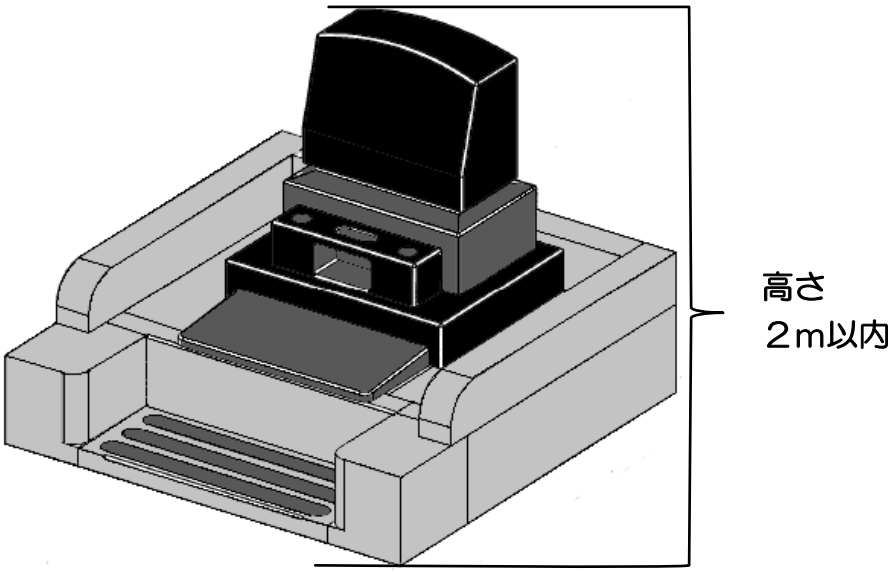
４月１日（木）から（予定）

令和９年４月１日（木）より供用開始を予定しております。

墓所（一般墓地）の概要

● 墓碑等の高さ制限

墓碑等それに類するものを設置する場合は、隣接する通路から高さ２m以内となります。墓碑等やカロート（納骨室）などを設置する場合は使用者の負担となります。



● 墓所工事

墓所の工事につきましては、事前に「志木市市営墓地墓所工事届」の提出が必要となります。

● 墓所内の管理

使用者は雑草等により近隣の墓所に迷惑をかからないよう使用許可範囲内は、使用者ご自身が責任をもって管理してください。また、目的外の行為は禁じられています。

● 管理料の納付

墓所の使用者には、共有スペースの清掃等のため毎年管理料を納めていただきます。毎年４月に納付書を発送しますので、納付書に記載されている期日までに管理料のお支払いをお願いします。

● 使用者の変更について

承継等により使用者の変更が生じた場合は、環境推進課にて手続きを行ってください。申請後、新たな使用者の許可証を発行いたします。

墓所（一般墓地）申込方法

● 申込区分

墓所等の種別	申込内容	今回募集数	使用料	管理料
墓所 （一般墓地）	1.95 ㎡ （幅×奥行）	３区画	540,000 円/永年	2,100 円/年
	2.25 ㎡ （幅×奥行）	７区画	470,000 円/永年	2,100 円/年
	3.30 ㎡ （幅×奥行）	１４区画	690,000 円/永年	3,140 円/年

申込資格

（１）申込者は、申込みの日において志木市に１年以上在住の方で、引き続き市内に住所を有する方

（２）祭祀を主宰する方（申込み焼骨の葬儀の喪主・法事の施主などを務めた立場にある方、あるいは死亡届等を提出した方等、今後も焼骨及び墓所を守り管理していく立場にある方）

（３）申込者の同一世帯（申込者を含む）の方が既に墓地の使用許可（ペット共同埋蔵施設・共同埋蔵施設を除く）を受けている場合は申込みできません。

（４）１世帯につき１申込みです。複数の施設を申込みした場合は、全ての申込みが無効となります。

● 申込期間

令和８年１０月１９日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで

● 申込方法

環境推進課および出張所等に備え付けの「志木市市営墓地墓所等使用申込書」に必要事項を記入してお申込みください。なお、申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

提出先は志木市役所環境推進課へ郵送または窓口で受け付けます。なお、申込期間内は出張所等の窓口でも申請書の預かりを行います。電子申請・メールでの受け付けはしません。

※市営墓地には、管理事務所はありませんので、ご注意ください。

公開抽選会及び補欠者について

● 受付番号

「志木市市営墓地墓所等使用申込書」を提出した際に、記載内容を確認後、その場で受付番号が記載された「志木市市営墓地墓所等使用申込書（控え）」を発行します。郵送申し込みの場合は後日控えを送付いたします。大切に保管してください。

● 公開抽選会

申込者の中から当選者（使用予定者）、補欠者及び補欠順位を公開による抽選で決定します。抽選会への立ち会いを希望される方は、当日直接会場へお越しください。

（申込者が直接抽選に携わる方式ではありませんので、抽選会への参加・不参加は、当選・補欠・落選には関係ありません。）

【期日】令和８年１１月２８日（土）１０時３０分【場所】志木市総合福祉センター　ホール

● 抽選結果の発表

抽選終了後、市のホームページで公開します。また、環境推進課の窓口でもご確認いただけます。　**※電話・メールによる抽選結果のお問い合わせはお受けしません。**

● 抽選結果の通知

令和８年１２月１日（火）から、抽選対象の方全員に（「当選」「補欠」「落選」）を記載した「志木市市営墓地墓所等使用予定者結果通知書」を送付します。

また、当選者（使用予定者）には、資格審査等の日程をお知らせします。

● 使用許可予定場所の決定

抽選で墓所の区画を割り当てます。

区画の選択や交換、変更はできません。また、墓所の併合もできません。

● 補欠者の繰上当選

当選を辞退された方や、資格審査で失格となった方がいた場合、公開抽選で決定された補欠順位の上位の方から順に、繰上当選とします。

繰上当選となった方へは、資格審査等の日程を別途お知らせします。

最終繰上げの時期は１２月下旬です。それまでに繰上当選の通知がない場合は落選となります。

● 補欠人数

墓所 （1.95㎡）	墓所 （2.25㎡）	墓所 （3.30㎡）
２名	２名	２名

当選された方へ

● 資格審査

「当選」された方は、資格審査に下記の必要書類を持参し、審査を受ける必要があります。審査を受けない場合は使用許可を受けることができません。

【期日】令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２５日（金）

【場所】志木市役所　環境推進課（２階８番窓口）

【提出する書類等】

（１）提出する書類

・志木市市営墓地墓所等使用許可申請書（資格審査の当日に配布します。）

・住民票（市が確認することにご同意いただける方は書類を省略できます。）

（２）資格審査に持参するもの

・志木市市営墓地墓所等使用予定者抽選結果通知書

・身分証明書

資格審査に合格された方へ

● 使用料納付

使用料をお支払いいただくため、「納付書」を郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までお支払いください。なお、一度納めた使用料は、返還できません。

※期限内に納付されない場合は、辞退したものとみなします。

● 管理料納付

墓所の使用者は毎年、管理料を納付していただきます。管理料通知書と同封して「納付書」を郵送しますので、納付書に記載された金額を納付期限までにお支払いください。

令和９年度から

墓所等の種別	申込内容	管理料	備考
墓所（一般墓地）	1.95㎡ 2.25㎡	2,100円/年	１年分
	3.30㎡	3,140円/年	１年分

●使用許可証の交付

使用料の納付が確認できた方から順次、「志木市市営墓地墓所等使用許可証」を送付します。

● 使用開始日

令和９年４月１日から供用開始予定です。

使用許可証の交付を受けた方へ

● 納骨手続き

【納骨時に必要な書類】

1　志木市市営墓地墓所等使用許可証

使用許可時に発行する許可証となります。

2　火葬許可証または改葬許可証明書

現在、死亡者の焼骨を埋蔵・収蔵している墓地（志木市市営墓地を除く）から志木市市営墓地に改葬する場合は、改葬許可申請の手続きが必要となりますので、埋蔵・収蔵している管理事務所等で手続きをお願いします。

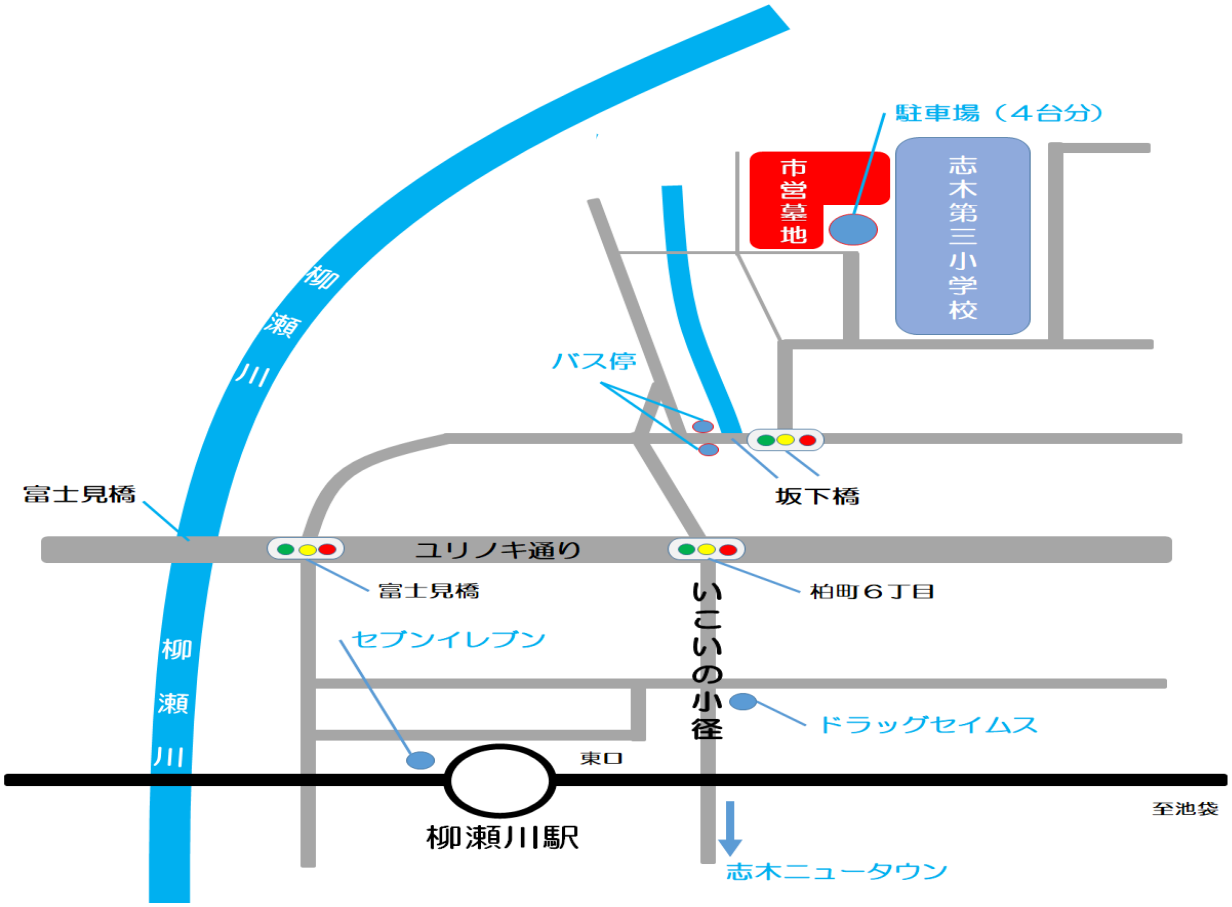
焼骨の収蔵等	提出書類
自宅保管	火葬許可証
その他の墓地・納骨堂に収蔵・埋蔵	改葬許可証明書
戸籍に記載されていない （死産・水子等）	死胎証明書 死産証明書

3　志木市市営墓地墓所等埋蔵・収蔵届

焼骨を埋蔵・収蔵する際に必要な届出書です。

市のホームページ及び環境推進課窓口で配布しています。

志木市市営墓地案内図



所 在 地 / 志木市柏町３丁目（志木第三小学校の西側）
交通機関 / 東武東上線柳瀬川駅東口から　国際興業バス　志木駅東口行き
乗車時間約２分　坂下橋下車徒歩約４分
駐 車 場 / 駐車場４台分有。（お盆・彼岸は臨時駐車場有）

●お問い合わせ先

志木市市民生活部環境推進課
受付時間：平日８時４５分～１６時３０分

志木市役所
〒353-0002　志木市中宗岡１－１－１
電話：048-473-1492
※申込期間中は、問合せが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。